

第1445回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和3年3月5日 金曜日

開会 10時00分 閉会 11時40分

2 場 所 京都市総合教育センター 第1研修室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1444回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案4件

イ 非公開の承認

議案2件について、人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第35号 京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 古川 生涯学習推進課長)

この度の社会教育委員の会議規則の一部改正については、コロナ禍が長引く中、本市においても、審議会等の運営について「不急の会議は延期し、その他の会議については会議

への委員のオンライン参加等の手法を検討すること」等が求められている。

また、令和2年7月28日付文部科学省通知「オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」において、「オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能」とされたことを踏まえ、京都市社会教育委員の会議においても、インターネット等を利用した方法によって委員が会議に出席できるよう規定を整備するものである。

改正の内容について、まず、第5条「定足数及び議決」において、出席することが困難である委員は、インターネット等を利用した方法によって会議に参加することができることとし、その場合も出席したものとみなす内容を追加したい。

続いて、現在の第5条第2項では「議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっているが、「出席した委員」にはインターネット等を利用した方法によって会議に出席したものとみなされる委員も含まれることとしたい。

施行期日は公布日としている。

(委員からの主な質問・意見)

特になし。

(議決)

教育長が、議第35号 京都市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第36号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 関 教職員人事課長)

本議案は、再任用の校長、教頭、事務長に対する管理職手当が、現職よりも低く定めているものを、現職と同額にするものである。管理職手当は、校種や学校規模に応じて区分が設定されており、区分別で手当額が規定されている。例えば、学級数が15学級の小学校長の場合、現行では、再任用校長の管理職手当額が月額49,800円、現職校長の管理職手当額が月額56,400円であるが、現職よりも低く設定されている再任用の手当額を引き上げ、現職と同じ額に改正する。

管理職手当は、管理職の職務の特殊性、つまり職責に応じて支給されるものであり、現職で同じ規模の学校の校長をしていれば、1年目校長でも10年目校長でも同じ額となる。こうした趣旨の手当について、再任用管理職のみ職責は同じで額が低いという状況を解消するものである。

これは、給与の京都府費負担時代に京都府が定めたものが、平成29年度に市費移管した際にそのまま引き継がれたことにより生じているものである。なお、管理職手当は、月例給を基にした定率制であったが、平成19年度に定額制へと変更された。

給与について、本市で定めることができるようになったこと、近年、再任用の校園長、教頭、事務長の人数の増加状況を鑑み、改正させていただくものである。なお、他の政令

指定都市でも、再任用と現職を同額にしている都市がある。

改正内容としては、現状では、支給額の欄が現職と再任用に分かれているが、再任用部分に係る欄を削除することとしたい。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 平成19年度における定率制から定額制への変更は全国的な流れか。また、定額制に変更された趣旨は。

【事務局】 国が平成19年度に定額化されることを受けて、京都府においても国に準じて変更を行っており、また、全国的に多くの都市で定額化された。定額制の趣旨としては、管理職の職務の特殊性、職責に応じて等しく支給すべき手当であること、また手当支給総額の抑制が意図されていたと認識している。

【教育長】 再任用教職員の給与については、現職よりも低く抑えられている一方、現役と同じ職責を担っている。本給引上げ以外の方法を検討した結果、今回の改正となった。

【奥野委員】 再任用管理職は今後どのくらい増えていくのか。

【事務局】 今後5年間については、退職者が多いと見込まれること及び40代の教職員が少ないことから、10人から20人ほどで推移することが見込まれる。

【教育長】 管理職の中でも特に教頭の再任用が増加していくと想定している。

(議決)

教育長が、議第36号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、議案2件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議案2件について、人事に関する案件であり、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

2月17日	(株) LoiLo との協定締結式
2月18日	補正予算委員会
2月24日～25日	本会議代表質問
2月26日～3月1日, 3日	基本計画審査特別委員会
3月1日	高校卒業式
3月2日	龍谷大学連携協定締結式

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時40分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長